|  |
| --- |
| 第２種共同漁業権行使規則（案） |

令和　年　月策定

〇〇漁業協同組合

○○漁業協同組合

共第○号第２種共同漁業権行使規則

　（目的）

第１条　この規則は、○○漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する〇共第○号第２種共同漁業権（以下「〇共○号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（組合員行使権を有する者の資格）

第２条　〇共○号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業の名称 | 資　　　格 |
|  |  |
|  |  |

２　前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

３　前２項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第１項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

　（権利の譲渡等の禁止）

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

　（漁業の方法等）

第４条　次の表のア欄に掲げる漁業をイ欄の漁具漁法により営む場合は、ウ欄（漁業の方法）、エ欄（漁具の構造・規模）、オ欄（統数）、カ欄（区域）及びキ欄（期間）の範囲内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域又は期間を制限することができる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ |
| 漁業の名　称 | 漁具漁法 | 漁業の方　法 | 漁具の構造・規模 | 統数 | 区域 | 期間 |
| 単位当たりの構造・規模 | １統の規　模 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２　前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

３　理事が第１項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

　（行使の内容たるべき事項の決定）

第５条　理事は、第２条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間、その他、〇共○号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第２条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

２　理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

　（勘案事項）

第６条　理事は、前条第１項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

　一　その者の当該漁業に対する生活依存度

　二　その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度

　三　その者の当該漁業の経営能力

　（漁具の制限）

第７条　次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる漁具を使用して採捕してはならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 禁止漁具 |
|  |  |

　（組合員行使権の行使状況等の報告）

第８条　第２条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。

　（漁業権管理費の負担）

第９条　〇共○号の内容となっている漁業を営む組合員は、〇共第○号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

２　行使料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業の名称 | 単　　位 | 行使料の額 |
|  |  | 　　　　円　　　　円 |

３　行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

　（違反者に対する措置）

第10条　〇共○号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に〇共○号の行使をさせないことができる。

２　〇共○号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

　（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。